

# 弁財天川水系河川整備基本方針

令和6年3月

静 岡 県

## 目次

第1	河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
1	河川及び流域の現状	1
(1)	河川及び流域の概要	1
(2)	治水事業の沿革と現状	3
(3)	河川の利用	5
(4)	河川環境	5
(5)	住民との関わり	6
2	河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	7
(1)	河川整備の基本理念	7
(2)	河川整備の基本方針	7
ア	洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	7
イ	河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全に関する事項	8
ウ	河川の維持管理に関する事項	9
エ	地域との連携と地域発展に関する事項	9
第2	河川の整備の基本となるべき事項	10
1	基本高水及びその河道への配分に関する事項	10
2	主要な地点における計画高水流量に関する事項	10
3	主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	11
4	主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	11
(参考図)	弁財天川水系図	巻末

## 第1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

### 1 河川及び流域の現状

#### (1) 河川及び流域の概要

弁財天川<sup>べざいてんがわ</sup>は、静岡県袋井市の小笠沢川<sup>おがさざわがわ</sup>に架かる豊橋<sup>ゆたかぼし</sup>付近左岸の丘陵地帯より西方に源を發し、流路を南から南東方向へ変えて水田地帯を流下し、途中、支川の三沢川<sup>みさわがわ</sup>、大須賀新川<sup>おおすかしのかわ</sup>、下紙川<sup>げしがわ</sup>、西大谷川<sup>にしおおやがわ</sup>、坊主淵川<sup>ぼうずぶちがわ</sup>と合流して遠州灘に注ぐ、流域面積約 43.8km<sup>2</sup>、幹川流路延長約 4.0km の二級河川である。

流域の北東部には小笠山丘陵<sup>おがさやまきゅうりょう</sup>の末端が広がり、段丘地形の浅羽台地もみられる。流域の西側を流れる太田川と弁財天川の間広がる低平地は三角州性低地であり、遠州灘沿岸の同笠海岸<sup>どうりかいがし</sup>は、砂堆列と堤間湿地となっている。この三角州・平野内に形成された自然堤防や砂州、旧砂州に集落が形成されている。

弁財天川の流路を含み現在の地形が形成されたのは、宝永4年（西暦1707年）の宝永地震以降であり、それまでは遠州灘から続く潟湖<sup>せきこ</sup>が現在の小笠山丘陵辺縁まで広がっていた。宝永地震により河口部が隆起したことで潟湖の陸地化が進み、その後の農地整備の進展等によって現在の地形や流路が形成された。

流域の地質については、流域の多くは泥（粘土）層が堆積しており、流域北東部（小笠山丘陵地）では、砂礫や礫層となっている。

弁財天川の河床勾配は、流路のほとんどが標高2m程度の低平地を流れることから1/3,600程度と非常に緩やかで、河道は全区間で築堤河道となっており、県管理区間の全区間で潮位の影響を受ける。河口部や下流部では、水質浄化や生物多様性の維持など多様な機能を有し、良好な水環境を維持する上で重要な役割を果たす干潟が形成されている。

流域に山地を抱える三沢川、下紙川などの支川は、弁財天川中流部に急勾配で合流している。また、勾配の緩い弁財天川には、三沢川や大須賀新川など急勾配で合流する支川の影響を受けにくくするため、分離堤防（背割堤）を設け、弁財天川本川との合流部を下流側へ移動させている。

流域の気候は、静岡県の大部分の地域と同様に温暖で、夏季は高温多湿、冬季は温暖少雨の表日本気候（太平洋型気候区）であり、平均気温は16.3℃（気象庁磐田地域気象観測所 平成4年～令和3年）と、全国平均の15.5℃と比べ温暖である。また、平均年間降水量については、流域の西に位置する気象庁磐田地域気象観測所では1,709mm（平成4年～令和3年）であり、全国平均の1,733mm（平成4年～令和3年）と同程度である。一方、流域の北東に位置する小笠山雨量観測所では2,017mm（平成4年～令和3年）であり、全国平均と比べて280mm程度多い。

近傍の前川流域を含む流域の土地利用（平成26年）は、水田や森林が55%と最も多くを占め、次いで畑地が24%、市街地は19%となっている。支川の西大谷川や下紙川の沿川、弁財天川の県管理区間より上流では、昭和62年時点に比べ、水田や畑地が減少し、市街化が進んでいる。

近傍の前川流域を含む流域関係市町では、昭和 50 年以降、浜松市をはじめとする周辺都市のベッドタウンとして住宅地開発が進展し、市街地の拡大とともに人口・世帯数は増加してきたが、近年（平成 22 年以降）では人口が減少している。

磐田市、袋井市、掛川市の産業大分類別就業者数（令和 2 年国勢調査）は、第 1 次産業約 4 %、第 2 次産業約 41%、第 3 次産業が約 55%である。第 3 次産業については「卸売業、小売業」の就業人口が最も多い。大分類（従業者数）でみる産業構造の移り変わりは、第 1 次産業と第 3 次産業が微増傾向にある一方、第 2 次産業が減少傾向にある。

第 1 次産業の従業者数比率は小さいものの流域の多くが耕地となっており、畑地となっている沿岸域を除く平地部のほとんどで、磐田用水と大井川用水を利用した稲作が行われているほか、丘陵地では茶、みかんの栽培が行われている。

流域内に点在する温室では「クラウンメロン」ブランドとして知られるメロン栽培が行われており、磐田市・袋井市・掛川市・森町を合わせた産出額は、全国トップシェアを誇っている。

また、掛川市南部地域では、江戸時代から続くさとうきびの産地で、さとうきびを製糖した「よこすか・しろ」が有名である。その歴史は寛政 4 年（西暦 1792 年）、遠州横須賀藩士が四国に渡り、さとうきびの栽培法と砂糖の製法を覚え、横須賀に帰って伝えたといわれている。

主な交通網としては、海岸線に沿うように静岡市から浜松市へ繋がる国道 150 号が延びており、太平洋に面する都市を結ぶ重要な路線となっている。また、主要地方道袋井大須賀線、相良大須賀線、県道西同笠浅羽線、磐田掛川線（一部区間）は、それぞれ袋井市、掛川市の地域防災計画において、緊急輸送路に指定されている。

近傍の前川流域を含む流域内には、国指定文化財の横須賀城跡よこすかじょうしや県指定文化財の三熊野神社本殿みくまのじんじやなどの 34 の文化財（国指定 1、県指定 8、市指定 25）が存在する。流域内の名所として、江戸時代に廻船業を営み、藩の御用達を勤めるなどして繁栄した清水家の清水邸庭園・湧水亭内の「清水家湧水」が知られている。この回遊式庭園は江戸時代中期に造られたものといわれ、「静岡県みずべ百選」に選出された湧水を巧みに取り入れた、水の豊かさ、清らかさが映える名園である。

横須賀城は、かつては入り江につながる小笠山丘陵の裾野に築城されており、城の周りと東側に侍屋敷や商人の住む町が広がっていた。また、船による海上交通も、街の発展のために大きな力となっていた。毎年 2 月頃に梅まつりが開催され、地域の賑わいの拠点となっている横須賀城跡や横須賀城跡公園では、その流域の成り立ちをうかがい知ることができる。

また、横須賀街道の沿道では、毎年 4 月に満開の桜の下で三熊野神社大祭が行われている。沿道には、清水家住宅や八百甚などの地域の歴史の核となる建築物、壁面や軒が連なる特徴的な町並みが残され、祭りの時期以外でも魅力的な飲食店やアートイベントが相まって多くの人を惹きつけている。

西大谷川上流の西大谷ダムのダム湖は、多くの動植物を育む自然豊かな小笠山丘陵に囲まれ、春は桜、夏は深緑、秋は紅葉と四季折々の景観を楽しむ人々の憩いの場所となっており、130種類もの野鳥を見ることが出来る野鳥の楽園としても知られている。

弁財天川の河口部及び流域の沿岸域は御前崎遠州灘県立自然公園おまえざきえんしゅうなだけんりつしぜんこうえんに指定されており、流域の沿岸部には海岸防災林の機能を有する保安林が指定されている。また、西大谷川、下紙川、三沢川、小川ちいがわの中上流区間と近江ヶ谷川全区間が砂防指定地として指定されている。

流域内の袋井市、掛川市の都市計画マスタープランにおいては、まちづくりの目標として、農地や森林、河川、海浜等の自然環境の適切な保全や、地震・津波対策に対する防災対策の強化が掲げられている。

土地利用基本計画においては、流域のほとんどが農業地域に指定され、水田を中心に農用地区域に指定されている。

## (2) 治水事業の沿革と現状

弁財天川は、元々潟湖と潟湖に流れ込む小流路が、宝永地震による河口部の隆起とその後の農地整備等によって現在の形状に至った河川であり、地形勾配が非常に緩いという特徴を有している。

流域内の河川や水路は分合流しながら複雑な流路を形成しており、排水効率が非常に悪かったことから、農地整備と併せて県営かんがい排水事業による流路の分離や、弁財天川への合流位置を下流に移すなどの改良を加えることで、排水効率を向上させてきた。

しかし、中上流域の水田地帯は、地形勾配が非常に緩いことに加え、昭和37年度以降の経済成長により流域の開発が進んだことに伴い流出量が増加したこともあり、自然排水による洪水処理が困難な状況となった。このため、昭和45年度に流域内の農地が農業振興地域の指定を受けたことを契機に、用排水施設の整備拡充のために県営湛水防除事業が実施され、流域内に4箇所の排水機場が整備された。

弁財天川流域及び近傍の前川流域においては、昭和57年9月洪水では、床上浸水87戸、床下浸水321戸の甚大な被害に見舞われ、近年では、平成10年9月洪水、平成16年11月洪水においても家屋浸水被害が発生している。既往洪水による浸水被害の多くは、弁財天川からの氾濫によるものではなく、弁財天川の水位が上昇したことにより、低平地に広がる水田や宅地など流域からの排水が不良となる内水による氾濫である。

治水事業に関しては、弁財天川一次支川の下紙川や西大谷川などにおいて、浸水被害軽減のための掘削等の河道改修が実施されている。また、弁財天川本川では、河口閉塞対策として平成8年より河口部の導流堤整備に着手し、平成12年に完成している。弁財天川の現状の河道や流域の状況においては、低平地に広がる水田などへ湛水する自然の遊水機能を考慮すると、年超過確率1/30規模の降雨に対して、河道に流れ込む流量を流す能力を概ねの区間で有している。また、近年において、大きな浸水被害の発生は確認されていない。

弁財天川流域では、地形の特徴や流域の特性を踏まえ、流域が一体となって総合的な治水対策を推進していくため、県と関係市で「弁財天川流域総合的治水対策推進協議会」を

設立し、地域と連携した取組を検討してきた。

弁財天川流域では、想定最大規模の雨（弁財天川流域の 24 時間雨量 800mm）が降ったことにより、弁財天川流域が氾濫した場合の浸水想定区域図が作成されている。（令和 4 年 6 月公表）

流域内では、平成 26 年度にアクアパークあさば（下水道処理施設）に防災調整池が整備されたほか、防災調整池が複数整備されるなど、流域内での貯留施設の整備も進められている。

支川の三沢川、西大谷川、下紙川、近江ヶ谷川、小川は、いずれも砂防指定地に指定された区間を有しており、昭和の初めから近年にかけて、生産土砂の抑制を目的とした砂防施設や護岸等の整備が実施されてきた。各支川の山間地を抜けた扇状地部分には、集落が形成されている。

西大谷川には、江戸時代（約 200 年前）に築造されたと考えられるため池があり、県営防災ダム事業により西大谷ダムとして改修整備された（昭和 25 年～昭和 33 年）。このダムは、西大谷川の洪水流量を調節し、洪水被害を防除するとともに渇水期には貯水して灌漑用水の水源とすることを目的として整備された。昭和 46 年大井川用水が導入されたため灌漑用水には利用されなくなったが、防災面ではその役目を十分に果たしている。

過去の津波被害に関しては、明応 7 年（西暦 1498 年）の明応地震津波、宝永 4 年（西暦 1707 年）の宝永地震津波、昭和 19 年（西暦 1944 年）の東南海地震津波がある。推定されている最大津波高さは明応地震津波の 5 m（旧浅羽町を襲った津波高）と記録されている。

過去の高潮被害に関しては、延宝 8 年（西暦 1680 年）に江戸時代最大と言われる台風が東海地方を襲い、高潮と重なり、浅羽・横須賀地域に大きな被害をもたらした。高潮被害を受けて、地域住民が総出で高潮から身を守るための人工の築山（命山）を築いており、その後発生した大潮の時にはこの築山に登って助かったと記録されている。現在でも、袋井市内の大野地区・中新田地区には、大野命山と中新田命山（いずれも県指定文化財）が残っている。平成 23 年に発生した東日本大震災以降は、津波から地域住民を守るための避難施設の必要性が議論され、東同笠・大野地区や中新田地区などで「平成の命山」が建設されている。

弁財天川本川では、昭和 40 年代以降に、高潮対策のための昭和水門の建設と下流部の河道改修が実施されている。

東日本大震災を踏まえて公表された静岡県第 4 次地震被害想定（平成 25 年）では、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす「レベル 1 の津波」と、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす「レベル 2 の津波」の二つのレベルの津波が設定されている。弁財天川では、「レベル 1 の津波」は河川内を約 5.6km 以上遡上し、「レベル 2 の津波」では、河川護岸及び海岸堤防を越流し、沿岸部で最大約 175ha 以上が浸水すると想定されている。

### (3) 河川の利用

河川の利用については、支川の西大谷川に1件の許可水利があり、農業用水として利用されているが、これまで渇水による被害は報告されていない。流域内のかんがい用水の大部分は、弁財天川左岸を大井川用水、右岸を天竜川下流用水に依存している。また、内水面漁業は行われていない。

河川空間の利用については、沿川の散策が主な用途となっているほか、ウナギ、ハゼの釣りなどがある。

### (4) 河川環境

流況については、弁財天川本川の昭和水利地点で継続的な水位観測が行われているが、昭和水利を含め管理区間全てが感潮区間で潮位の影響を受けるため、正確な流況が把握できていない。

水質については、水質汚濁に係る環境基準の類型指定を受けていないが、流域内の7箇所において定期的な水質観測が行われている。近年の河川水質の傾向としては、本川支川ともに概ねA類型（BOD2.0mg/l以下）相当の良好な水質が確保されている。

生活排水対策としては、流域内の関係市における汚水処理人口普及率は、袋井市73.9%、掛川市69.9%であり、下水道等の汚水処理が進められている。袋井市では公共用水域の水質を保全するために、平成29年度～令和8年度での汚水処理の概成を目標とし、各種汚水処理施設（下水道、合併処理浄化槽など）の整備手法及び区域などを定めた汚水処理施設整備計画（アクションプラン）を策定し、整備を進めている。

河道の状況は、弁財天川河口部において波浪に伴う砂の堆積等が見られることから、河口部の堆積状況の把握に努めている。また、砂防指定地となっている三沢川や西大谷川などの支川においては、不安定土砂の生産が懸念されることから、土砂の堆積状況の把握に努めている。

自然環境については、弁財天川の河口部において、干潮時にヨシ原の前面に干潟が広々と現れる。河口部では干潟環境や汽水環境に生息する生物や止水域や緩流域を好む生物が多く見られ、鳥類の餌場、休み場を提供するなどの貴重な河川環境が形成されている。

弁財天川水系の魚類については、「静岡県版レッドリスト2020」に掲載されているニホンウナギ（絶滅危惧IB類(EN)）やチワラスボ（絶滅危惧IB類(EN)）、アユカケ（カマキリ）（絶滅危惧II類(VU)）、シロウオ（絶滅危惧IA類(CR)）、トビハゼ（絶滅危惧IA類(CR)）、ヒモハゼ（絶滅危惧II類(VU)）、カワアナゴ（要注目種N-III）、チチブモドキ（要注目種N-III）、ヒナハゼ（要注目種N-III）が確認されている。

底生動物については、「静岡県版レッドリスト2020」に掲載されているタケノコカワニナ（絶滅危惧IA類(CR)）やヤマトシジミ（準絶滅危惧(NT)）のほか、「環境省レッドリスト2020」に掲載されているユウシオガイ（準絶滅危惧(NT)）、ハザクラガイ（準絶滅危惧(NT)）、オチバガイ（準絶滅危惧(NT)）が確認されている。また、「海洋生物レッドリスト2017」に

掲載されているイトメ（準絶滅危惧(NT)）やアカテノコギリガザミ（情報不足(DD)）、ベンケイガニ（準絶滅危惧(NT)）、ハマガニ（準絶滅危惧(NT)）、タイワンヒライソモドキ（準絶滅危惧(NT)）、ヒメヤマトオサガニ（準絶滅危惧(NT)）が確認されている。

鳥類については、「静岡県版レッドリスト 2020」に掲載されているハヤブサ（絶滅危惧Ⅱ類(VU)）やハイイロチュウヒ（要注目種 N-Ⅱ）、ミサゴ（要注目種 N-Ⅲ）が確認されているほか、水際には、アオサギやセグロセキレイ等が確認されている。

植生については、両岸の堤防法面にメダケ群落が続き、低水敷ではヨシ群落が多くみられる。河口部では、水際のヨシ帯と砂泥と泥の河床が干潮時間帯に露出する干潟特有の環境が形成されている。また、潮汐の影響する水際には、「静岡県版レッドリスト 2020」に掲載されているエゾウキヤガラ（要注目種 N-Ⅲ）が確認されている。

#### (5) 住民との関わり

静岡県では、「リバーフレンドシップ制度」に基づき、活動を行う団体と市町と県の3者で河川の美化活動を協働で実施しており、令和4年度時点で袋井市、掛川市内の11団体が河川清掃や除草、草花の植栽等の活動を行っている。



## 2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

### (1) 河川整備の基本理念

弁財天川流域には、かつて横須賀城があり、陸運と海運の拠点として栄えていたことから、地域住民は横須賀城下であったことの誇りや流域の文化や歴史を大切にしている。

この流域は、宝永地震により河口部が隆起したことで潟湖の陸地化が進み、その後の農地整備の進展等によって現在の地形や流路が形成された。そのため、中下流域は勾配のほとんどない平坦な地形で、かつ標高が低いことから、ひとたび大雨が降れば支川や水路からの排水が困難になり、排水機場の整備が進んだ現在においても内水を中心とした浸水被害に対し、脆弱な流域となっている。さらに、気候変動に伴う豪雨の激化が懸念されることから、流域の安全・安心を構築していくためには、過去の水害や津波災害に学び、関係機関と連携して、流域一体となって今後の災害に備えることが重要である。

また、弁財天川の河口部などには、潮位の変動により生じる環境を利用する生物にとって良好な生息・生育環境であり、水質浄化作用も有する干潟が形成されているほか、流域内には地域住民の生活に密接に関わってきた水田があり、その周辺の河川環境や景観を一体的に保全していく必要がある。

これらを踏まえて、弁財天川水系の河川整備における基本理念を次のとおり定める。

#### <基本理念>

弁財天川流域においては、過去の洪水や津波などを経て先人達が遺した被災経験や防災施設等を引き継いで、流域一体となって総合的な防災対策を推進していく。また、地域が大切にしている流域の文化や歴史等を尊重しながら、先人達が守り、寄り添ってきた河口部の干潟や流域内の水田などの多様な河川環境・景観を保全し、次の世代に引き継いでいくため、地域住民が安全・安心とともに豊かな自然環境を体感でき、さらにそれを育てていくことができる川づくりを目指す。

### (2) 河川整備の基本方針

弁財天川水系の河川整備の基本理念を踏まえ、水源から河口まで一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針を次のとおりとする。この基本方針に基づき、目標を明確にして段階的に河川整備を進める。

さらに、集水域と氾濫域を含む流域全体で、災害発生の防止又は軽減に向け、あらゆる関係者が協働して主体的に取り組む総合的な治水対策を推進するための必要な支援を行う。

#### ア 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

災害の発生の防止または軽減に関しては、河川の規模、既往の洪水、流域内の資産・人口等を踏まえ、県内の他河川とのバランスを考慮し、現状の自然の遊水機能を考慮して年超過確率 1/30 規模の降雨による洪水を安全に流下させることのできる治水施設の整備を目

指す。

また、流域における土地利用計画との調整や土地利用事業の適性化に関する指導、砂防事業との適切な調整や連携、森林や農地の保全に関する袋井市、掛川市ほか関係機関との情報共有等を通じて、流域が一体となった総合的な防災対策を推進する。

なお、流域の自然の遊水機能を保全するためには、流域住民の協力が不可欠であることから、関係市と連携して、流域の特性について十分な理解が得られるよう、流域住民に説明した上で、協力を求めていく。ただし、流域の状況の変化や農業の形態の変化を確認しながら、必要に応じて治水施設や流域の防災施設について見直しを検討する。

さらに、気候変動の影響等による想定を超える洪水や、整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても、被害をできる限り軽減するため、平常時より袋井市、掛川市や住民等と連携し、要配慮者を含めた防災情報の伝達体制や避難体制の整備、防災教育や防災知識の普及啓発活動など、自助・共助・公助による地域防災力の充実、強化を図る。

河川津波対策に関しては、静岡県第4次地震被害想定に基づく「レベル1の津波」を「計画津波」とし、「計画津波」に対して、人命や財産を守るため、地域特性を踏まえて行う海岸等における防御と一体となって、津波災害を防御する。

また、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「レベル2の津波」を「最大クラスの津波」とし、「最大クラスの津波」に対しては、施設対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とし、袋井市、掛川市との連携により、土地利用、避難施設、防災施設などを組み合わせた津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指す。なお、「計画津波」対策の実施にあたっては、河口部の干潟に代表される弁財天川特有の河川環境などに配慮するものとする。

## **イ 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全に関する事項**

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、健全な水循環の維持や美しい景観の形成の観点も加え、土地の適正利用、森林や農地の保全、生活排水の適正処理について袋井市、掛川市などの関係機関や地域住民等と連携しながら、河川及び流水の適正な管理等に努める。

河川環境の整備と保全に関しては、重要種を含む多様な動植物が生息・生育・繁殖できる豊かな自然環境の保全を図る。弁財天川は、県管理区間全てが感潮区間となっており、河口部や下流部では潮位の干満差により干潟が形成されている。特に、河口部は動植物にとって良好な生息・生育場となっており、水質保全にとっても重要である干潟が広がるほか、止水域や流れの緩やかな環境を有している。このため、河川整備や津波対策等の事業を行う場合は、汽水域特有の生態系や景観等に配慮する。干潟は微生物から底生生物、貝類、魚類や鳥類など食物連鎖により多様な生物が生息でき、植物が生育できる環境であることから、潮位の干満差により形成される現在の干潟環境を保全するため、現況河床は極

力残し、水域と陸域の連続性を維持するよう留意する。

河川整備の実施にあたっては、底生生物等が生息する河床部に配慮し、潮位の影響を考慮して行うものとする。また、上下流や支川との連続性の確保や水生生物の生息場となる瀬・淵・砂州等の形成など、生物の生活史を支える環境を確保するよう努める。

なお、河川の適正な利用や人と河川との豊かなふれあいの確保については、弁財天川の成り立ちや歴史、治水対策の必要性、動植物の生息・生育・繁殖や多様な生物と河口部や下流部に形成された干潟などの自然環境、景観に配慮しながら、親水施設の整備や適正な維持管理により、水辺に近づきやすい環境づくりに努め、弁財天川と周辺の自然環境や海岸が一体となった魅力ある地域づくりに繋げる。

## **ウ 河川の維持管理に関する事項**

河川の維持管理に関しては、災害の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の持つ多面的機能が十分に発揮できるよう袋井市、掛川市などの関係機関や地域住民等と連携し、堤防等の治水上重要な河川管理施設の機能を確保するため、平常時及び洪水時における巡視、点検を適切に実施する。

また、支川の水門や排水機場についても、適切な維持管理や洪水時の操作等を行うよう施設管理者に働きかける。

## **エ 地域との連携と地域発展に関する事項**

リバーフレンドシップ活動等、地域住民が河川管理に積極的に参画する取組を袋井市、掛川市と連携し推進する。

また、袋井市、掛川市などの関係機関と連携し、流域で育まれた文化や歴史、河口部の干潟に代表される貴重な河川環境や、低平地へ湛水する地形的特性、水害リスク等の防災に関する情報を地域住民に幅広く発信することにより、川への関心や誇りに対する地域の意識醸成に努める。さらに、地域住民に対し、河口部の干潟やそれに付随する生態系等の環境教育、河川美化に関する意識啓発、防災学習を行うことにより、河川愛護意識、防災意識が育まれ、地域の誇りとしての河川環境が次の世代へ受け継がれていくよう努める。

## 第2 河川の整備の基本となるべき事項

### 1 基本高水及びその河道への配分に関する事項

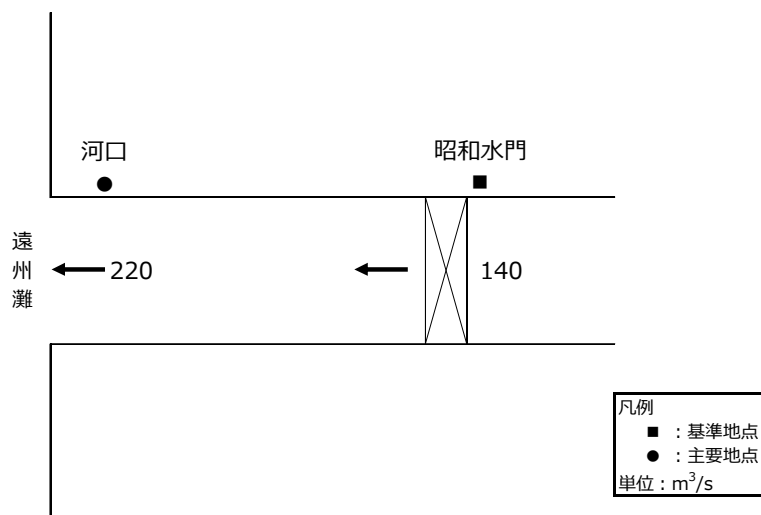
基本高水のピーク流量は、既往の洪水や河川の規模、流域内の資産・人口等を踏まえ、県内の他河川とのバランスを考慮し、現状の自然の遊水機能を考慮して年超過確率 1/30 規模の降雨による洪水を対象として、基準地点しやうわすいもん昭和水門において  $140\text{m}^3/\text{s}$  とし、これを河道へ配分する。

基本高水のピーク流量一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量( $\text{m}^3/\text{s}$ )	河道への配分流量( $\text{m}^3/\text{s}$ )
弁財天川	昭和水門	140	140

### 2 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は昭和水門において基本高水のピーク流量と同じ  $140\text{m}^3/\text{s}$ 、河口において  $220\text{m}^3/\text{s}$  とする。



弁財天川 計画高水流量配分図

### 3 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位と計画横断形に係る川幅は、以下のとおりとする。

主要な地点における計画高水位、川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 (T. P. m)	川幅 (m)
弁財天川	河口	0.0	6.80 <sup>※1</sup>	—
	昭和水門	1.8	2.80	50

(注) T. P. : 東京湾中等潮位

※1 計画津波水位

### 4 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関しては、今後さらに、流況等の河川における状況の把握を行い、流水の占用、動植物の生育・生息・繁殖地の状況、景観、河口閉塞の防止等の観点からの調査検討を踏まえ、適切に設定するものとする。

(参考図) 弁財天川水系図

